

# 令和6年度こども施策推進に係る意見聴取業務 企画提案要領

## 1 業務の名称

令和6年度こども施策推進に係る意見聴取業務

## 2 趣旨・目的

令和5年4月施行の「こども基本法」第11条において「こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と規定された。

本県が定める子ども分野の最上位計画「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に基づき推進する各こども施策に対し、こども・若者から直接意見を聴く機会を設け、本県のこども施策を当事者とともに推進する体制を定着させたい。

- (1) 定期的かつ効率的にこども・若者の意見を聴くことができる仕組みを構築する。
- (2) 令和5年度までに実施した「令和5年度少子化対策に関する県民意識調査」や「第8回ぐんま青少年基本調査」、「子どもの生活実態調査」等で得られたデータ等をさらに深化させ、こども・若者ら施策当事者の意見を深掘りする。
- (3) 令和6年度中に策定する「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」の次期計画にこども・若者の意見を反映する。（令和7年3月議決）

## 3 業務の内容

令和6年度こども施策推進に係る意見聴取業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 4 予算上限額

4,348,300円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

## 6 応募資格

次の条件の全てを満たしている法人とします。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされている者でないこと
- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ・宗教活動や政治的活動を主たる目的とする団体でないこと

## 7 スケジュール

- ・企画提案募集 令和6年4月24日（水）から5月14日（火）17時まで
- ・参加申込 令和6年5月8日（水）17時まで
- ・質問受付 令和6年5月8日（水）17時まで
- ・審査（プレゼン） 令和6年5月17日（金）午前  
※応募者多数の場合、事前に書面審査を実施
- ・優先交渉者決定 令和6年5月20日（月）以降

## 8 企画提案要領・仕様書・様式の配布

県ホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/642879.html>

## 9 参加申込

応募を希望する事業者は、「参加申込書（様式1）」をメールで提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年5月8日（水）17時必着
- (2) 提出先 群馬県生活子ども部生活子ども課政策推進室少子化対策係 あて  
アドレス : [kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp)  
※件名を「【参加申込】 こどもの意見聴取業務公募」としてください。  
※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

## 10 質問受付

応募を予定している事業者で、質問がある場合には、「質問票（様式2）」をメールで提出してください。

- (1) 提出期限 令和6年5月8日（水）17時必着
- (2) 提出先 群馬県生活子ども部生活子ども課政策推進室少子化対策係 あて  
アドレス : [kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp)  
※件名を「【質問】 こどもの意見聴取業務公募」としてください。  
※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。
- (3) 回答 参加申込をいただいた全ての事業者に5月10日（金）までにメールで送付します。

## 11 応募の手続等

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。なお、参加申込者以外からの企画提案書等は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

### (1) 提出書類

- ①企画提案書表紙（様式3）
- ②企画提案書（本体）（任意様式）※内容は（2）のとおり
- ③費用見積書（任意様式）※内容は（3）のとおり

- ④業務実績一覧表（様式4）
- ⑤法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）（\*）
- ⑥決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））（\*）
- ⑦暴力団排除に関する誓約書（様式5）（\*）
- ⑧課税（又は免税）事業者届書（様式6）
- ⑨会社概要（パンフレット等）

※（\*）の付いた資料は、群馬県「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要

## （2）企画提案書本体の記載事項

- ①別添仕様書に基づき、本事業を効果的に実施するための事業実施計画（案）を提案してください。
- ②事業実施計画（案）は、別添仕様書の「5 業務実施計画書の策定」に掲げる事項について、漏れなく記載してください。
- ③その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自提案等があれば自由に記載してください。

## （3）費用見積書の作成に当たっての留意点

宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、本要領の「4 予算上限額」を参照の上、全体の事業費（税込）とともに、各項目の内訳、単価・数量、消費税及び地方消費税を明記してください。  
※代表者印の押印は省略可能です。省略する場合は、当該見積書の作成責任者及び担当者の氏名、連絡先電話番号を記載ください。

## （4）提出方法

**令和6年5月14日（火）17時必着でメールにて提出してください。**

※件名を「【企画提案】こどもの意見聴取業務公募」としてください。

※送信後必ず電話で受信確認を行ってください。

- ①提出先 群馬県生活こども部生活こども課政策推進室少子化対策係  
アドレス：[kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp)

### ②ファイル添付方法

PDF形式で、1通あたりの最大添付ファイル容量は7MBまでとしてください。

※7MBを超える場合は、ファイル引取りサービスをご案内しますので、ご連絡ください。

## （5）書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しない。
- ・提出された応募書類は、本業務の受託者選定に係る審査にのみ使用する。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。

## （6）その他事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出期限後の事業者の都合による書類の追加及び差し替えは、一切認めない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがある。
- ・企画提案書の提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その事実を書面で提出すること。

## 1 2 審査

次のとおりオンラインによる審査を行います。提出された書類に基づいて審査を行い、総合的に最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定します。

日程及び時間等詳細は、各者に別途通知します。

<日時>令和6年5月17日(金)午前(予定)

<時間>30分/者(説明20分、質疑10分)

<内容>事前に提出した企画提案書のプレゼンテーションとヒアリング

### (1) 審査基準

- ①本事業の趣旨・目的を十分に理解しているか
- ②実施スケジュールや費用算定は適切か、業務執行体制に問題はないか
- ③提案の内容に具体性があるか、実現可能な提案となっているか
- ④事業の設計、実施方法について、ターゲットとなるこども・若者に訴求力のある提案となっているか
- ⑤こども基本法やこども大綱の示す「こどもまんなか」の理念であり、こども・若者とともに施策を推進するという県の方向性と合致しているか

### (2) 結果通知・公表

審査結果は令和6年5月20日(月)以降に全ての参加事業者に通知します。なお、優先交渉者は県ホームページ上でも公表します。

## 1 3 契約

### (1) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### (2) 契約方法

上記12において選定された優先交渉者を契約相手方の候補とします。

- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、審査において次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- ・委託により制作された成果品に関するすべての権利は、群馬県に帰属します。

## 1 4 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又はこの要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県知事が定めるものとします。

## 1 5 その他

本事業は、国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。なお、本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5

年間保存する必要がありますので、あらかじめご了承ください。

## 16 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1（群馬県庁12階）

群馬県生活子ども部生活子ども課政策推進室少子化対策係

TEL 027-226-2392（直通）

E-mail [kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp](mailto:kodomo-mirai@pref.gunma.lg.jp)